

<青森空港有料道路について>

1. 道路整備特別措置法に基づく「有料道路」

道路法では、「道路」は、「一般交通の用に供する道」とされており、「高速自動車国道」、「一般国道」「都道府県道」「市町村道」などの種類があります。

「一般交通の用に供する」とは、特定の交通手段や特定の者にのみ供されるということではなく、誰でも自由に通行できるという原則を表しています。

道路整備特別措置法に基づく「有料道路」は、その原則の「例外」として、限られた財源の中で早期に道路整備を行うことを目的とし、道路建設等に係る費用を借り入れ、供用後に料金を徴収することによって当該借入金の償還に充てることとしたものです。

その中でも、一般国道や都道府県道、市町村道の新築、改築等により整備される有料道路は、その道路以外の道路が利用でき、その道路を通らざるを得ない状況ではない場合で、かつ、その道路の利用・通行によって道路利用者が著しく利益を得る場合に限り認められるもので、国土交通大臣の許可が必要となっています。

2. 青森空港有料道路について

青森空港有料道路は、道路整備特別措置法に基づく有料道路です。

青森市と弘前市を中心とした津軽地方を結ぶ幹線道路であり、新青森空港の整備に伴うアクセス道路として、また幅が狭い、カーブが急、急こう配等の区間の代替路として、県道の一部を有料道路事業により整備したものです。

青森空港は、昭和39年に開港しましたが、その後、旅客機のジェット化に伴いより長い滑走路が必要とされたこと等から、空港の立地を含めて検討がなされた結果、昭和54年に現空港周辺の青森・浪岡地区に、滑走路の方向をずらす形で新青森空港が整備されることとなりました。

新たな空港は、昭和57年10月に工事着手、昭和62年供用開始とされました。新空港へのアクセス等のため、新たな道路が必要となりましたが、通常は公共事業等による道路整備では「開業までに整備が間に合わない」と見込まれたこと等により、限られた財源の中で早期に道路整備を行うことができる有料道路事業での整備が行われたものです。



<青森空港>

右：旧空港

左：現空港

※旧空港滑走路の一部を横切る形で建設中の青森空港有料道路が確認できます。